

# 武富士元専務へ巨額税還付

## 課税解釈 厳格さを求める

### 税務当局は海外監視強化

武富士の武井保雄元会長から長男への贈与に対する課税処分を取り消した18日の最高裁判決を含め、課税処分を巡る訴訟で国が敗訴するケースが目立つ。背景には、法令の厳格適用を求める最高裁の姿勢がある。税務当局は海外を利用した租税回避行為に厳しい姿勢で臨んでいるが、今回は結果的に巨額の還付加算金という無駄な支出が発生することになった。(3面参照)

ホステスの課税所得をめぐる訴訟で最高裁は昨

年3月、ホステスの報酬からの源泉所得税を算出する際、法令通り「計算対象期間の全日数」分を控除できるとする判断を示した。「実際の出勤日数」を主張した税務当局に対し、「みだりに税法の文言を離れて解釈すべ

きではない」と注文をつけた。今回の判決でも、長男の俊樹氏(45)が贈与を受けた当時の居住地は非課税だった海外であると認定した上で「税金は法令の規定通りに課すべき」と憲法が定める「租税法主義」に言及。「厳格な法令の解釈が要求され、明確な根拠がないのに安易に拡張解釈することは許されない」と指摘し、税務当局の課税解釈の「乱用」を戒めた。こうした背景について

税務訴訟に詳しい木山泰嗣弁護士は「最近の判決を通じて最高裁は租税法主義の考え方を徹底させようとしている」と指摘。その理由を「法の支配」の実現を目的とした一連の司法制度改革も影響しているのではないかとみる。

今回は結果的に巨額の還付加算金という結果となったが、調査の及ぶに海外を利用した富裕層の租税回避行為は後を絶たず、税務当局は以前から監視を強めてきた。国税幹部は「今回の判決を受け止めた上で、年々複雑になる海外の資金の流れは今後も積極的に調査していく」としている。

記者会見する「武富士の責任を追及する全国会議」の新里代表(18日午後、東京・霞が関の司法クラブ)



課税を取り消した最高裁判決を受け、過払い金返還問題などに取り組み弁護士らでつくる「武富士の責任を追及する全国会議」は18日記者会見し、約2000億円が還付されることを踏まえ「被害者救済を」と訴えた。東京・霞が関で記者会

見した同会議代表の新里宏二弁護士は「今回の贈与は、武富士がグレイン金利を取り続けて作った資産が、創業者の子に渡ったもの。親から贈与を受けたなら、親の作った負債も引き継ぐべきだ」と訴え、還付される税金は被害者救済に充て

るべきだと強調した。最高裁の判断については「お金が被害者救済に回るように、あえて武井

氏を勝たせたのだと思う」と話した。同席した全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会の本多良男事務局長も「(債務者は)払わなくていい利息を払ってき

た。還付された税金を被害者に返すのは当たり前だ」などと主張した。武富士が会社更生手続き中であることなどから、新里弁護士は「まずは管財人が創業家の責任

### 過払い金の「創業家の責任追及を」被害者弁護団